

## 成人の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成自治体 (2024年10月31日現在：未定稿) 【網掛けは2024年1月以降開始】

18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成は、ほぼすべての自治体で実施されているが、制度の内容は自治体によって大きく異なる。このため 18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する助成制度の拡充が重要である。一方、成人の軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成に取り組む自治体は少ない。しかし、学業や仕事、生活の支援、認知症予防の観点から18歳以上の軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成の重要性が認識されはじめ、全国に広がりつつある。

当会では、2024年10月31日現在でWEB上に掲載されている各自治体のホームページから、成人の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成をまとめたので紹介する。

今後、18歳未満の軽度・中等度難聴児、成人の軽度・中等度難聴に限らず、補聴器を必要とする方が自分にあった補聴器を購入でき、学業、仕事、生活に取り組み、認知症予防に資することを期待する。

なお、WEBに掲載されていない自治体などについては反映されていない。  
助成を受ける場合は、事前にお住いの自治体に助成要件をご確認下さい。

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
北海道	旭川市(24年7月のみ)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力レベルが40dB以上</li> <li>身体障害者手帳の該当とならない。</li> <li>自宅生活者である(介護施設等は対象外)</li> </ul>	本年度はモデル事業として50,000円上限で50人までで抽選。(7月1日～31日で募集終了)
	北見市	70歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力損失が40dB以上</li> <li>市民税非課税世帯</li> </ul>	補聴器(高度難聴用ポケット型)を支給
	網走市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上、又は一側耳70dB以上で他耳35dB以上</li> <li>身体障害者手帳の該当とならない。</li> <li>耳鼻咽喉科的な治療により聴力の回復見込みがない。</li> <li>申請者及び配偶者の市民税所得割46万円未満</li> </ul>	国が定めた補聴器購入基準額と見積額のいずれか低い額の2/3(50,000円上限)
	赤平市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の該当とならない程度の難聴</li> <li>耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた</li> <li>市民税均等割が課せられていない非課税の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50,000円上限</li> <li>修理・メンテナンス費用は対象外</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	根室市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活用具の必要性を認める医師意見書</li> <li>障がい者総合支援法、介護保険法その他の法律による支援制度を受けられない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税(購入費の1/2)、市民税課税(購入費の2/3)で、いずれも下記を上限</li> <li>補聴器(購入)50,000円上限(片耳につき)</li> <li>※医師意見書により両耳を認める</li> <li>補聴器(修理)10,000円上限(片耳につき、1年1回)</li> </ul>
	歌志内市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳を持っていない</li> <li>医師の証明</li> </ul>	30,000円上限
	北広島市(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から委嘱を受けた補聴器相談医による意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴力)の交付対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費用の1/2(50,000円上限)</li> <li>※補聴器相談医の意見書作成費を含めてよい</li> <li>1人1回</li> </ul>
	木古内町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳、40dB以上70dB未満</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> <li>医師の証明書</li> </ul>	購入費の1/2(30,000円上限)
	蘭越町	70歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳50dB以上</li> <li>障害者手帳を持っていない方</li> <li>町民税所得割が非課税の世帯</li> <li>耳鼻科医師から補聴器の必要性を認められた方</li> </ul>	購入費の1/2(30,000円上限)
	留寿都村(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法に基づく補聴器の交付対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30,000円</li> <li>修理、メンテナンスは対象外</li> </ul>
	赤井川村	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> </ul>	購入費の1/2(30,000円上限)
	秩父別町	全年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>30dB以上70dB未満(18歳未満は、両耳。18歳以上は、両耳又は片耳)</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> <li>医師の意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の2/3(40,000円上限)</li> <li>1回のみ</li> <li>イヤーマールドも助成対象</li> </ul>
	沼田町	全年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>30dB以上70dB未満</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない</li> <li>町民税非課税又は町民税均等割(18歳未満は、世帯全員の町民税所得割が46万円未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満:購入費及び修理費又は基準額の2/3以内</li> <li>18歳以上は、購入費の1/2(30,000円上限)</li> </ul>

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
北海道 (続き)	東神楽町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・補聴器装用を必要と認める医師の証明書	・住民税非課税 40,000円限度 ・住民税課税 購入費の1/2(20,000円上限)
	当麻町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・補聴器が必要と認める医師の証明書	・片耳の補聴器とその付属品購入費用の1/2(25,000円上限)
	上川町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・医師の証明	・購入費の1/2(50,000円上限) ・修理・メンテナンス費用は対象外 ・1人1回限り
	東川町	65歳以上	・要介護、要支援及び要支援への予防効果があると認められる方 ・両耳30dB以上70dB未満 ・補聴器装用により言語習得など一定の効果が期待できると医師が判断	・生活保護世帯:片耳30,000円上限 ・住民税非課税世帯:片耳20,000円上限 ・上記以外:片耳15,000円上限 ※原則片耳だが、医師が両耳装用が有効と判断した場合は片耳づつ対象
	美瑛町	70歳以上	・聴力レベル30db以上70db未満 ・身体障害者による補聴器の交付を受けない ・耳鼻科医から補聴器の必要性を認める意見書 ・町民税所得割が非課税 ・町民税の滞納がない	・対象費の1/2(片耳25,000円上限)
	幌加内町	65歳以上	・両耳、40dB以上70dB未満の方	・購入費の1/2(2万円上限)
	上士幌町	65歳以上	・聴力レベルが40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない ・医師証明 ・住民税非課税	・購入費の1/2(50,000円上限) ・耳かけ型・耳穴型で、補聴器本体のみ
	美幌町 (2024年4月～)	65歳以上	・医師により補聴器の使用の必要性を認められた方 ・住民税非課税世帯 ・障害者総合支援法に基づく補聴器の交付を受けることができない	・片耳3万円未満、両耳6万円未満 ・1回のみ
	鹿追町	65歳以上	・両耳又は片耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳を所持していない ・耳鼻咽喉科医の補聴器使用必要証明	・30,000円上限 ・1人1回 ・耳かけ型、耳穴型 ・修理費及び付属品は対象外
	新得町	65歳以上	・両耳、40dB以上70dB未満の方 ・耳鼻科医の意見書 ・税金の滞納がない方	・購入費の1/4(片耳50,000円) ・片耳につき2回まで ・補聴器の種別は問わない
	池田町	65歳以上	・平均聴力レベル40dB以上70dB未満で医師が補聴器の必要性を証明 ・障害者手帳交付を受けていない	・購入費の1/2(50,000円上限)(片耳又は両耳) ・1人1回限り ・修理・メンテナンスは対象外 ・耳かけ型、耳穴型(ポケット型は対象外)
	豊頃町	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・本人及び配偶者が町民税非課税	・30,000円上限 ・1人1回
	浦幌町	全年齢	・両耳又は片耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳を所持していない ・医師の意見書	・購入費の1/2(50,000円上限) ・耳かけ型又は耳穴型 ・1人1回限り
	厚岸町	全年齢	・両耳30dB以上 ・耳鼻咽喉科的治療により聴力回復の見込みがない ・補聴器を利用することで、一定の効果が期待できる ・町民税所得割46万円以上の者がいない世帯	52,900円を基準額とし、下記の通り ・生保(難聴児10割、難聴者9割) ・非課税世帯(難聴児10割、難聴者7割) ・課税世帯(難聴児9割、難聴者5割)
	浜中町(24年4月～)	全年齢	・両耳30dB以上又は、補聴器装用によりコミュニケーション能力の維持・向上に一定の効果が期待できると医師が判断した方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいない(18歳未満は制限なし)	・18歳未満:一般世帯(基準額の9割)、町民税非課税世帯・生活保護世帯(全額) ・18歳以上:一般世帯(基準額の5割)、町民税非課税世帯(基準額の7割)、生活保護世帯(基準額の9割)
	弟子屈町	全年齢	・両耳の平均聴力レベルが30dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外	・18歳未満:生活保護及び町民税非課税世帯(自己負担0円)、その他(基準額の3割負担) ・18歳以上:生活保護及び町民税非課税世帯(基準額の3割負担)、その他(基準額の5割負担)

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額	
青森県	弘前市(24年8月～)	65歳以上	・30dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・補聴器相談医により補聴器の装用が必要と判断	・30,000円上限 ・5年経過後は再度申請可能	5
	大鱗町	65歳以上	・両耳30dB以上 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・補聴器相談医により、補聴器の装用が必要であると診断されている。 ・対象者又はその配偶者の町民税所得割が46万円未満	・30,000円上限 ・修理の場合は修理費の1/2	
	六ヶ所村(24年4月～)	18歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・補聴器相談医により、補聴器の装用が必要であると診断された方 ・全ての世帯員が村税等の滞納がないこと	・生活保護世帯または村民税非課税世帯に属する者 50,000円上限 ・上記以外の者25,000円上限	
	東通村(24年4月～)	18歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・専門医の診断書必要 ・村民税滞納無し	・生活保護世帯または村民税非課税世帯に属する者 40,000円上限 ・上記以外の者20,000円上限	
	西目屋村(24年4月～)	18歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳の交付対象外 ・専門医の診断書必要 ・村民税滞納無し	・生活保護世帯または村民税非課税世帯に属する者 40,000円上限 ・上記以外の者20,000円上限	
岩手県	宮古市	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳の交付対象外 ・補聴器相談医による診療情報提供書又は補聴器販売店等での聴力測定結果の写し	・購入費の9割(42,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能	8
	大船渡市	18歳以上	・両耳50dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳の交付対象外 ・医師の意見書	・ポケット型 41,600円上限 ・耳掛け型 43,900円上限 ・5年経過後は、再申請可能	
	久慈市	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・医師の意見書	ポケット型 購入費の9割(37,440円上限) 耳掛け型 購入費の9割(39,510円上限)	
	遠野市	60歳以上	・聴力レベル両耳55dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科的治療により聴力改善が見込めない ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外	ポケット型 購入費の9割(34,200円上限) 耳掛け型 購入費の9割(43,900円上限)	
	陸前高田市	65歳以上	・片耳50dB以上70dB未満 ・市民税等に滞納がない	・購入費の1/2(住民税所得割非課税40,000円上限、住民税所得割課税20,000円上限)	
	釜石市	60歳以上	・両耳40dB以上70dB未満、又は一測が50dB以上、他耳が90dB未満 ・医師が認めた場合はこれ以外でも可能 ・市民税所得割46万円以上の人がない世帯 ・耳鼻咽喉科的治療により聴力改善が見込めない	・生活保護又は市民税非課税世帯 購入費の9割(50,000円上限) ・市民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)	
	九戸村	18歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・医師が認めた場合は上記以外も可能 ・身体障害者手帳の交付対象外 ・医師の意見書 ・耳鼻咽喉科治療により聴力改善が見込めない	・ポケット型 購入費の9割(41,600円上限) ・耳掛け型 購入費の9割(43,900円上限) ・耳穴型(レディメイド) 購入費の9割(87,000円上限) ・耳穴型(オーダーメイド)購入費の9割(137,000円) ※耳穴式はポケット型・耳掛け型の仕様が困難な場合に限る。 ※デジタル式補聴器で専門的な調整が必要な場合は2,000円加算	
山田町(24年4月～)	65歳以上	・40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴力障害)の給付対象外	・購入費の9割(42,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能		
宮城県	※令和5年5月に宮城県市長会は宮城県知事に対して、「加齢性難聴者の補聴器購入費用に対する助成制度創設を求める」要望書を提出。				4
	名取市(24年4月～)	65歳以上	・聴力レベルが、両側40dB以上 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・耳鼻咽喉科医師の意見書 ・市税の滞納がない	・20,000円上限 ・片耳、両耳を問わず、1人1回に限る	

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
宮城県 (続き)	東松島市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴力レベルが、両側40dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> <li>耳鼻咽喉科医師の意見書</li> <li>市税の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30,000円上限</li> <li>1人1回</li> </ul>
	富谷市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴力レベルが、両側40dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>耳鼻咽喉科医師の意見書</li> <li>市税の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20,000円上限</li> <li>片耳、両耳を問わず、1人1回に限る</li> </ul>
	大郷町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>耳鼻科医師による、補聴器の必要性を認める証明</li> <li>世帯全員が住民税非課税</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30,000円上限</li> <li>1人1回</li> </ul>
秋田県	秋田県	秋田県では、「補聴器外来設置等促進事業費補助金」研修会参加費及び検査機材導入経費助成を実施 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/72274">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/72274</a>		
秋田県	横手市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力30dB以上、又はこれに相当すると医師が認める</li> <li>耳鼻咽喉科治療による聴力改善が見込めない</li> <li>医師の意見書</li> <li>市税の滞納がない</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>5年経過後は再申請可能</li> </ul>
	湯沢市(24年4月～)	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外</li> <li>医師の意見書</li> <li>市税滞納がない方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)</li> </ul>
	由利本荘市(24年4月～)	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外</li> <li>医師の意見書</li> <li>市税滞納がない方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者・住民税非課税世帯:購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>上記以外の世帯:購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>5年経過後は再申請可能</li> </ul>
	大仙市(24年4月～)	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上70dB未満</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外</li> <li>医師に補聴器装用が特に必要と診断された方</li> <li>市税滞納がない方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(上限50,000円)</li> <li>5年経過後は再申請可能</li> <li>付属品を含み、修理は含まない</li> </ul>
	北秋田市(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外</li> <li>市民税非課税者</li> <li>補聴器装用により、生活上一定の効果が期待できると医師が判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>片耳50,000円上限</li> </ul>
	にかほ市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付対象外</li> <li>両耳の聴力30dB以上で治療による回復が見込めない</li> <li>補聴器を装用する必要がある医師の意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)(2023年10月～)</li> </ul>
	仙北市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力が40dB以上</li> <li>耳鼻咽喉科医師による意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>両耳であっても1台のみ</li> <li>本体及び最低限の付属品が助成対象</li> <li>修理、メンテナンスは対象外</li> </ul>
	三種町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> <li>耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められた</li> <li>住民税非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20,000円上限</li> <li>1人1回限り</li> </ul>
山形県	山形市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>「山形市聴こえくつきり事業」として、①介護予防教室、②アプリを使った聴力チェックによる早期発見、③補聴器相談医による精密検査と補聴器処方箋の処方、認定補聴器専門店での購入・調整、補聴器購入費の一部助成、④補聴器専門医への定期受診、補聴器調整、⑤データ分析をパッケージで実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳で40,000円上限</li> </ul>
	尾花沢市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>70dB未満</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>医師の診断書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/4(上限20,000円)</li> </ul>
	金山町(24年6月3日～)	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上70dB未満</li> <li>補聴器の装用により、効果が期待できると医師が判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2</li> <li>住民税非課税・生活保護者40,000円上限</li> <li>住民税課税世帯20,000円上限</li> </ul>
	庄内町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法の補聴器購入費助成対象外</li> <li>町民税所得割がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(20,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>

8

4

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
福島県	会津若松市 (24年4月～)	18歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・医師により補聴器装用の意見書	・購入費用の1/2(20,000円上限) ・1回限り
	白河市	65歳以上	・住民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない ・耳鼻咽喉科医から補聴器が必要である旨の意見書	・購入費の1/2(20,000円上限) ・片耳、両耳を問わない ・付属品、メンテナンス代は対象外
	二本松市	65歳以上	・聴力レベルが両耳55dB以上70dB未満で、治療により聴力改善が見込めない ・住民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない ・世帯全員に市税などの滞納がない	・1台分の購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1回限り ・修理、メンテナンス費用は対象外
	南相馬市	65歳以上	・聴力レベルが両耳40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科医師が補聴器を必要との証明書	・生活保護、住民税非課税世帯 1台につき購入費の2/3(100,000円上限) ・住民税課税世帯 1台につき購入費の1/2(75,000円上限) ・修理費及び付属品単体の購入費は対象外 ・5年経過後は、再申請可能
	金山町	18歳以上	・聴力レベルが両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・聴覚障害区分の指定医師が補聴器装用を認めた ・町税などの滞納がない	・30,000円上限
	浅川町(24年5月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満又は片耳70dB以上他耳70dB未満 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・医師による補聴器を必要と認める意見書 ・町民税滞納がない者	・25,000円上限 ・1人1回限り
	西郷村	65歳以上	・聴力レベルが両耳40dB以上70dB未満、又は片耳70dB以上他耳70dB未満 ・医師が補聴器を必要と判断 ・村税等の滞納がない	・25,000円上限 ・1人1回限り
茨城県	土浦市	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・1台分の購入費の1/2(20,000円上限) ・補助は1回のみ ・修理、メンテナンスを除く ・令和6年度助成金総額300万円(先着順) ※令和5年度予算は200万円
	古河市	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・1台の購入費の1/2(30,000円まで) ・1人1回限り
	龍ヶ崎市 (24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 ・耳鼻咽喉科医から補聴器の使用が必要と認められた方	・購入費の1/2(30,000円上限)
	つくば市(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 ・医師から補聴器の使用が必要と認められた方	・購入費の1/2(30,000円上限)
	筑西市	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満、又はこれに準ずる人 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税を滞納していない	・1台分の購入費の1/2(20,000円上限)、ただし20万円をこえる場合は25,000円上限 ・補助は1回のみ ・修理、メンテナンスを除く
	稲敷市(24年4月から)	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・市税等に滞納のないこと	・1台の購入費の1/2(20,000円まで) ・1人1回限り
	城里町	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・1台の購入費の1/2(10,000円まで) ・5年経過後は、再申請可能
東海村(24年7月～)	18歳以上	・両耳30dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 ・補聴器相談医又は県知事が定める医師により「補聴器装用でコミュニケーション能力等において一定の効果が期待できる」と判断された	・1台25,000円 ・生保、非課税者は50,000円 ・5年経過後は、再申請可能	

7

8

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
栃木県	宇都宮市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>一耳が55dB以上90デシベル未満で、他耳が55dB以上70dB未満</li> <li>専門医が補聴器の使用が必要と認めた</li> <li>前年所得課税年額が15,000円以下の世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税非課税世帯、生活保護 負担なし</li> <li>前年所得課税年額が5,000円以下 16,300円負担</li> <li>前年所得課税年額が5,001円以上15,000円以下 28,400円</li> </ul>
	足利市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳55dB以上で、専門医が補聴器の使用を必要と認めた方</li> <li>生活保護被保護世帯又は住民税非課税世帯</li> <li>身体障害者福祉法による障害の程度に該当しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の9割(生活保護世帯は無料)</li> <li>※要介護認定、要支援認定、総合事業対象者は65歳以上。その他は75歳以上</li> </ul>
	鹿沼市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税・生活保護 40,000円上限</li> <li>住民税課税 購入費の1/2(40,000円上限)</li> <li>※上記は1台の購入費(両耳分を購入する場合は1/2)</li> <li>修理、メンテナンスは対象外</li> </ul>
	真岡市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> <li>住民税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50,000円上限</li> <li>1人1回限り</li> </ul>
群馬県	前橋市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上。</li> <li>市民税非課税世帯</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>医師が補聴器装用を必要と認める意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>25,000円上限</li> <li>1人1台、1回限り</li> <li>修理、メンテナンスは対象外</li> </ul>
	太田市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満で、耳鼻科医師から補聴器使用が必要と認められた。</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>助聴器は対象外</li> <li>1人1回限り</li> </ul>
	館林市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満で、耳鼻科医師による補聴器使用が必要との意見書。</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> <li>住民税非課税世帯</li> <li>市税の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(20,000円上限)</li> </ul>
	渋川市(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40デシベル以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>耳鼻咽喉科専門医の意見書</li> <li>暴力団員等でない</li> <li>市税、保険料等の滞納のない世帯の構成員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税 30,000円上限</li> <li>住民税課税 20,000円上限</li> <li>イヤーマールドを含む</li> <li>修理等は対象外</li> <li>1人1台</li> </ul>
	榛東村(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40デシベル以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>耳鼻咽喉科専門医の意見書</li> <li>市税、保険料等の滞納のない世帯の構成員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)</li> </ul>
	吉岡町(024年5月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上</li> <li>補聴器の使用が必要と耳鼻咽喉科専門医が判断</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>1人1台</li> </ul>
	甘楽町(24年6月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>耳鼻咽喉科専門医から補聴器の装用が必要と認められた方</li> <li>町税等を滞納していない方</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(25,000円上限)</li> </ul>
	玉村町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上又は片耳30dB以上かつ他耳70dB以上</li> <li>基部咽喉科専門医が補聴器の必要を判断</li> <li>世帯全員が市町村住民税非課税</li> <li>町税の滞納がない</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20,000円上限</li> <li>1人1回限り</li> </ul>
	千代田町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>耳鼻科医師から補聴器使用が必要と認められた</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> <li>世帯全員に町税及び国保税の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>1人1回限り</li> </ul>
大泉町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳で聴力レベルが50dB以上又は一耳が30dB以上かつ他耳が70dB以上</li> <li>障害者総合支援による補聴器支給対象外</li> <li>町税及び介護保険料に滞納がない</li> <li>耳鼻咽喉科専門医からの意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民税非課税 購入費の1/2(片耳30,000円、両耳50,000円上限)</li> <li>町民税課税 購入費の1/2(片耳20,000円、両耳30,000円)</li> <li>修理・保守は自己負担</li> </ul>	

4

10

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
埼玉県	川越市(24年7月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満又は、一側耳が40dB未満で片耳が40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科医師が補聴器の装用を必要と認めた。 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外	・30,000円未満 ・修理、保守等は自己負担
	川口市(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・本人が市民税非課税又は生活保護受給世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない ・耳鼻咽喉科医から補聴器が必要と認められた方	・20,000円上限 ・1人1回限り
	秩父市	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴力障害)の対象外 ・医師から補聴器に関する「医師の意見書」を交付 ・同一世帯で市税滞納者がいない	・20,000円上限 ・1人1回限り
	鴻巣市	18歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴力障害)の対象外 ・指定医師が補聴器の装用の必要性を認めた ・市税滞納者がいない	・40,000円上限 ・付属品を含める。両耳2台も1回の扱い ・修理、メンテナンスは対象外
	草加市	65歳以上	・住民税非課税 ・耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた ・障害者総合支援法の補聴器購入費助成対象外	・20,000円上限 ・1人1台1回限り ・補聴器本体のみ
	越谷市	65歳以上	・両耳70dB未満又は片耳が90dB以上で他耳が50dB以上 ・耳鼻科医師の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない ・市町村民税非課税世帯	・30,000円上限 ・修理費等は対象外
	蕨市(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満(又は片耳50dB以上、片耳70dB以上) ・耳鼻咽喉科専門医の診断書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外	・40,000円上限 ・1人1台
	桶川市	18歳～22歳	・両耳25dB以上 ・学校教育法に規定する学校、専修学校、及び各種学校又は大学進学を目的とした進学予備校等に在籍 ・医師が補聴器の必要性を認めた ・市民税所得割46万円以上の世帯員がいない ・他の法令による補聴器購入助成を受けていない	・助成基準額の2/3 ・原則片耳(教育、生活等において両耳装着が必要な場合は検討)
	鶴ヶ島市(24年5月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満(又は医師が特に必要と認めた場合) ・医師の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 ・市税の滞納がない	・市民税非課税世帯:50,000円上限 ・市民税課税世帯:20,000円上限
	滑川町	65歳以上	・医師による補聴器を必要とする意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 ・町民税非課税	・1人2,000円上限
	嵐山町(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上(片耳40dB以上で他耳70dB以上) ・耳鼻科医師による意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外	・1人2,000円上限 ・2024年度は予算(30万円)で終了
	吉見町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科医師の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない ・町税等を滞納していない	・20,000円上限 ・修理、メンテナンスは対象外
	皆野町	65歳以上	・40dB以上70dB未満(又は40dB未満で特段の理由があり医師が認めた場合) ・耳鼻科医師による補聴器の必要性を認める診断書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない	・購入額の1/2(20,000円上限) ・1人1回限り
	小鹿野町	65歳以上	・住民税非課税世帯 ・医師による補聴器の必要性を認める診断書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない	・20,000円上限 ・1人1回限り
千葉県	市川市(24年4月～)	65歳以上	・耳鼻咽喉科医による補聴器が必要であるとの証明 ・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない ・市民税非課税世帯	・30,000円上限

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
千葉県 (続き)	船橋市	65歳以上	・補聴器の使用が必要であるとの医師の証明 ・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない ・所得税非課税世帯	・30,000円上限 ・1人1回限り
	鎌ヶ谷市	65歳以上	・耳鼻咽喉科医から補聴器が必要であると認められた ・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない ・住民税非課税世帯	・20,000円上限 ・1人1台、1回限り
	浦安市	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない ・医師の証明書(市指定の様式) ・市民税非課税	・35,000円上限 ・1人1回限り
	印西市	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない ・医師の証明書(市指定の様式)	・20,000円上限 ・1人1回限り
	富里市(24年4月～)	65歳以上	・医師による補聴器が必要であるとの証明 ・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない	・20,000円上限
	南房総市(24年7月～)	65歳以上	・耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用が必要であるとの医師の証明書 ・市民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない	・購入費の1/2(20,000円上限)
	多古町(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満(又は耳鼻咽喉科医師により、補聴器の使用の必要性が認められた場合) ・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない	・35,000円上限
東京都	高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業(24年4月～) 予算5億8300万円。予算超過の場合は、補正予算検討。 ①補聴器購入費助成制度の費用(65歳以上部分に限る)の1/2を都が補助 ②下記に掲げる加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保の推進や介護予防に係る普及啓発を実施する場合、その費用の10/10を都が補助 ア. 加齢性の難聴に関する十分な情報の提供 イ. 早期に耳鼻咽喉科を受診することの重要性の啓発 ウ. 補聴器の適切な購入・利用等についての啓発 ※都が支援事業を開始しており、今後都内の全ての区市町村で制度創設の可能性があるため、未確認の自治体も名称を記載した。			
東京都	千代田区	全年齢	・一耳の聴力が40dB以上 ・下記の所得以下 (本人20歳以上) 扶養なし 3,604,000円 扶養1人 3,984,000円 ※扶養1人増すごとに380,000円加算 (本人20歳未満) 扶養なし 6,287,000円 扶養1人 6,536,000円 ※扶養1人増すごとに213,000円加算 ・補聴器の必要性を認める医師の意見を得る ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない	・18歳以上: 購入費の9割(50,000円上限) ・18歳未満: 購入費の全額(50,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	中央区	65歳以上	・前年度の所得が下記を超えない 扶養なし 2,672,000円 扶養1人 3,152,000円 ※扶養1人増すごとに380,000円加算 ・耳鼻科医が補聴器の使用を必要と認めた	・35,000円上限 ・1人1回限り
	港区	60歳以上	・区指定の補聴器相談医籍を有する医師による確認書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)が交付されていない	・住民税非課税 137,000円上限 ・住民税課税 購入費の1/2(68,500円上限) ・片耳1台分と付属品(電池、充電器、イヤモールド) ・修理費・メンテナンスは対象外 ・5年経過後は、再申請可能
	新宿区	70歳以上	・中程度難聴(耳鼻咽喉科で聴力検査を受ける) ・障害者の制度で支給される方を除く	・補聴器(「耳かけ式」又は「箱型」のどちらか)を支給 ・自己負担2,000円 ・生活保護及び中国残留邦人等支援給付者は自己負担なし ・5年経過後は、再申請可能
	文京区	65歳以上	・医師の診断を受け、補聴器の必要性を認められた ・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない ・住民税非課税	・25,000円上限 ・1人1回限り

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
東京都 (続き)	台東区	65歳以上	・耳鼻咽喉科医師が補聴器の装用が必要と認めた ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 (24年11月～所得制限なしに)	・50,000円上限 (24年11月～下記に変更) ・住民税非課税者 144,900円上限 ・住民税課税者 72,450円上限
	墨田区	65歳以上	・両耳聴力レベルが50dB以上又は、一側耳が30dB以上で他耳が70dB以上 ・耳鼻咽喉科の医師からの意見書 ・住民税非課税 ・障害者総合支援法の補聴器支給を受けていない	・35,000円上限 ・5年経過後は、再申請可能
	江東区	65歳以上	・障害者総合支援法の補聴器支給を受けていない	・30,000円上限 ・1人1台1回限り ・本体のみ
			・障害者総合支援法の補聴器支給を受けていない ・下記の所得以下 扶養なし 2,572,000円 扶養1人 3,052,000円 ※扶養1人増すごとに380,000円追加	・現物給付 ・1人1台限り
	品川区	65歳以上	・両耳聴力レベル40dB以上70dB未満又は耳鼻咽喉科の医師から本事業の基準を満たす証明を受けた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 (24年4月から所得要件を廃止)	・35,000円上限(両耳又は左右いずれかの耳に装着する補聴器1台の本体価格(電池・充電器・イヤモールド含む)) ・5年経過後は、再申請可能
	目黒区	65歳以上	・耳鼻咽喉科医師から次のいずれかの基準を満たす証明を受けた方 ① 両耳聴力レベル40dB以上70dB未満 ② 補聴器装用の必要性を認める ・住民税非課税者 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外	・50,000円上限 ・補聴器付属の電池、充電器、イヤモールドを含む
	大田区	65歳以上	・住民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない ・医師が補聴器の使用を必要と認めている	・35,000円上限 ・1人1回限り
	世田谷区 (24年4月～)	65歳未満	・40dB以上で耳鼻咽喉科医が補聴器が有効と認めた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 ・住民税非課税世帯	・50,000円上限 ・1人1回限り
	渋谷区	65歳以上	・両耳が40dB以上70dB未満又は、片耳が40dB未満 ・耳鼻咽喉科医から意見書 ・住民税非課税又は合計所得金額135万円以下 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象でない	・45,000円上限 ・5年経過後は、再申請可能
	中野区(24年8月以降)	65歳以上	・40dB以上70dB未満 ・加齢に伴う難聴により生活に支障 ・生計中心者の前年合計所得金額が350万円未満	・片耳45,000円上限 ・両耳90,000円上限
	杉並区	65歳以上	・杉並区内補聴器相談医名簿の医師から補聴器の必要性を認められた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象者ではない	・住民税非課税 購入費の1/3(45,700円上限) ※24年6月21日以降は、48,300円上限 ・住民税課税 購入費の1/6(22,900円上限) ※24年6月21日以降は、24,200円上限
	豊島区	65歳以上	・中等度難聴(耳鼻科医師から基準を満たす証明) ・身体障害者福祉法による障害の程度に該当しない	・住民税本人非課税 50,000円上限 ・住民税本人課税 20,000円上限 ・1人1台、1回限り ・修理、メンテナンスは対象外
	北区(2024年4月15日～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満(医師の診断による例外あり) ・住民税非課税、均等割りのみ課税、生活保護受給者、中国在留法人等支援給付受給者 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない	・70,000円上限 5年経過後再度申請可能
	荒川区	65歳以上	・両耳が40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科の医師が必要性を認めた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)所持者は対象外 (24年4月から所得要件廃止)	・25,000円上限(24年4月から72,450円上限) ・本体及び購入時の付属品 ・1人1台限り
	板橋区	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象とならない ・両耳が中等度以上(24年4月から片耳中等度以上も対象) ・住民税非課税世帯 ・耳鼻咽喉科医による意見書	・20,000円上限(24年4月から50,000円上限) ・1人1回限り

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額	
東京都 (続き)	練馬区	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>耳鼻咽喉科医師の意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない(24年7月から所得制限廃止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>25,000円上限(24年7月から住民税非課税72,000円上限、住民税課税36,000円上限)</li> <li>補聴器本体及び付属品</li> <li>1人1台1回限り(24年7月から5年経過後再度申請可能)</li> <li>修理、メンテナンスは対象外</li> </ul>	
	足立区	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳聴力レベル40dB以上70dB未満(又は片側40以上90未満で片側40以上50未満)</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない</li> <li>耳鼻咽喉科医の意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50,000円上限</li> <li>1人1台1回限り</li> </ul>	
	葛飾区	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師が補聴器を必要と認めた方</li> <li>障害者総合支援法による補聴器支給対象者でない</li> <li>住民税非課税世帯の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35,000円上限</li> <li>1人1回限り</li> </ul>	
	江戸川区	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>両耳又は片耳が40dB未満でも耳鼻咽喉科が必要性を判断した場合</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない</li> <li>本人の前年の所得が下記を超えないこと 扶養なし:所得金額 2,672,000円 扶養1人:所得金額 3,152,000円 注記:扶養親族が増すごとに38万円を加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35,000円</li> <li>付属品、メンテナンスは対象外</li> <li>1人1回限り</li> </ul>	
	八王子市 立川市(24年7月～)	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>補聴器相談医が補聴器を必要と認める「医師意見書」</li> <li>前年の合計所得が210万円未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4万円上限</li> <li>5年経過後は、再申請可</li> </ul>	
	武蔵野市(24年6月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>上記以外で補聴器装用の必要性が認められた方</li> <li>前年度の合計所得金額が210万円未満</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外</li> <li>耳鼻咽喉科医師の証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)</li> </ul>	
	三鷹市	18歳以上 64歳以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の合計所得金額が210万円未満</li> <li>障害者手帳(聴力障害)の交付対象外</li> <li>補聴器相談医が補聴器を必要と認める「医師意見書」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(40,000円上限)</li> <li>1人1台</li> </ul>	
	青梅市(24年9月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>住民税非課税</li> <li>障害者総合支援法による補聴器の支給対象外</li> <li>耳鼻咽喉科医による意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限40,000円</li> <li>5年経過後は、再申請可</li> </ul>	
	府中市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳が40dB以上、又は片耳が70dB以上</li> <li>前年度の合計所得金額が210万円未満</li> <li>障害者総合支援法による補聴器支給対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(40,000円上限)</li> <li>修理費、メンテ、付属品のみは対象外</li> <li>5年経過後再申請可</li> </ul>	
	昭島市(24年6月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上(医師が必要と認めた場合は40dB未満も可)</li> <li>前年度の合計所得が210万円未満</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>耳鼻咽喉科医師による補聴器必要との意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(40,000円上限)</li> <li>1人1台</li> <li>5年経過後は再申請可</li> </ul>	
	調布市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>医師の診断書</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外</li> <li>世帯全員が市町村民税非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>40,000円上限</li> <li>修理費、メンテナンス、付属品は対象外</li> <li>5年経過後は、再申請可</li> </ul>	
	町田市 小金井市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>片側40dB未満で医師が補聴器の必要性を認める</li> <li>本人が住民税非課税</li> <li>障害者総合支援法による補聴器支給対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30,000円上限</li> <li>修理費、メンテナンス費、付属品のみ購入は対象外</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>	
	小平市(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>耳鼻咽喉科医師による補聴器必要との医師意見書</li> <li>本人住民税非課税</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(40,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>	
	日野市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年合計所得額が135万円以下</li> <li>耳鼻咽喉科医から補聴器必要性との意見書提出</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の対象でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35,000円上限</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>	
	東村山市 国分寺市				

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
東京都 (続き)	国立市			
	福生市			
	狛江市(24年9月)	18歳以上	・両耳30dB以上70dB未満又は30dB未満で補聴器相談医が装用の必要を認めた者 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・前年度の合計所得が210万円以下	・40,000円上限 ・修理費、メンテナンス、付属品は対象外 ・5年経過後は、再申請可
	東大和市			
	清瀬市			
	東久留米市			
	武蔵村山市			
	多摩市			
	稲城市			
	羽村市			
	あきるの市			
	西東京市			
	瑞穂町			
	日の出町			
	檜原村			
	奥多摩町			
	大島町			
	利島村	65歳以上	・耳鼻咽喉科医師から補聴器の必要性を認める意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・村税滞納をしていない。	・50,000円上限 ・左右どちらか1台
	新島村			
	神津島村			
三宅村	65歳以上	・耳鼻咽喉科医による補聴器の必要性を認める確認書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・住民税本人非課税	・25,000円以内	
御蔵島村	24年第2回定例会で「助成を実施する方向で調整を進める」旨村長が答弁(市町村数には計上していない)			
八丈町				
青ヶ島村				
小笠原村				
神奈川県	相模原市	65歳以上	・両耳原則30dB以上 ・医師による補聴器装用必要意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・介護予防事業等に参加できる ・装着前後の生活状況等の変化にアンケートに回答 ・市民税非課税世帯	・20,000円上限(片耳、両耳を問わず) ・1人1回
	逗子市	65歳以上	・耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認められた ・身体障害者手帳(聴覚障害)のを交付されていない ・市民税非課税	・30,000円上限 ・1人1回
	厚木市(24年4月～)	75歳以上	・在宅高齢者(特養、有料老人ホームに入居していない。介護保険施設・病院等に3ヶ月を超えて入所・入院していないこと)	・20,000円上限(消費税を除く) ・助成期間5年
	中井町(24年4月～)	65歳以上	・補聴器相談医の診断を受け、補聴器の必要性を認める診療情報提供書の提供ができる方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・町民税非課税	・20,000円上限
	大井町(24年4月～)	65歳以上	・40dB以上70dB未満(又は片耳40dB以上、他耳90dB未満) ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・介護保険し税に入所していない方 ・アンケートに協力できる方 ・住民税非課税 ・町税などに滞納がない方	・20,000円上限
	愛川町	70歳以上	・障害者総合支援法による補聴器支給対象外 ・町民税、固定資産税、軽自動車税を完納している ・介護保険施設に入所していない方	・購入費の1/2(20,000円上限)
	清川村	65歳以上	・障害者総合支援法による補聴器支給対象外 ・在宅の方	・購入費の1/2
	富士吉田市	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・補聴器の必要性を認める医師の意見書	・補聴器本体の購入費(30,000円上限)
山梨県	山梨市	18歳以上	・両耳40dB以上 ・医師の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外	・購入費の1/2(30,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能

7

4

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
山梨県 (続き)	甲州市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上</li> <li>医師の意見書</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外でも可</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外</li> <li>市税滞納がない</li> <li>本人所得が特別障害者手当の所得制限に該当しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	忍野村	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器の必要性を認める医師の意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(30,000円上限)</li> </ul>
新潟県 (全市町村で実施)	新潟市	50～74歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外でも可</li> <li>身体障害者手帳の交付対象外</li> <li>暴力団員又は暴力団員等と関係を有しない</li> <li>市税の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>付属品単体、修理などは対象外</li> <li>1人1回限り</li> </ul>
	長岡市	50～74歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外でも可</li> <li>身体障害者手帳の交付対象外</li> <li>市税の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>付属品、修理などは対象外</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	三条市	50歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>一側耳40dB以上、</li> <li>身体障害者手帳の交付対象外</li> <li>医師が補聴器の必要性を認めた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯又は生活保護 50,000円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(25,000円上限)</li> </ul>
	柏崎市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上70dB未満</li> <li>医師が必要と認めた場合は30dB未満も対象</li> <li>市民税所得割46万円以上の納税者がいない世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護・非課税世帯 50,000円上限</li> <li>住民税課税世帯 購入費の1/2(25,000円上限)</li> </ul>
	新発田市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>身体障害者手帳の交付対象外</li> <li>医師が補聴器装用を必要と認めた方(医師意見書)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市・県民税非課税世帯又は生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>市・県民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	小千谷市	50歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>片耳40dB以上</li> <li>医師が必要と認めた方は上記以外も可</li> <li>補聴器の装用に対する医師意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯、生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> </ul>
	加茂市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>片耳40dB以上</li> <li>医師が必要を認めた場合は上記以外も可</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)の対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税・生保世帯 50,000円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>修理費、付属品購入費は対象外</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	十日町市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上の方</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外も可</li> <li>医師による意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯又は生活保護世帯 購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(25,000円上限)</li> </ul>
	見附市	50歳以上 74歳以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>一側耳40dB以上、</li> <li>医師が必要性を認め5た場合は上記以外も可</li> <li>身体障害者手帳の交付対象とならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯又は生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> <li>修理費、付属品単体の購入費は対象外</li> </ul>
	村上市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上の方</li> <li>医師が必要と認めた場合は40dB未満も対象</li> <li>身体障害者手帳の対象とならない方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護又は市民税非課税世帯 50,000円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(25,000円上限)</li> </ul>
	燕市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外も可</li> <li>身体障害者手帳の交付対象とならない</li> <li>市税等に滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯又は生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> <li>修理費や付属品単体の購入費は対象外</li> </ul>
	糸魚川市	50～74歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳、それぞれ40dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)交付対象外</li> <li>医師意見書</li> <li>暴力団員又は暴力団員等と関係を有しない</li> <li>市税の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>1人1回限り</li> </ul>

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
新潟県 (続き) (全市町村で助成)	妙高市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象とならない</li> <li>市民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> <li>医師の意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯及び生活保護世帯 52,900円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(26,450円上限)</li> <li>※上記はイヤーマールド付</li> </ul>
	五泉市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯及び生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> </ul>
	上越市	全年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は、上記以外でも可</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>市民税所得割46万円以上の人がいない世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯又は生活保護世帯 52,900円上限</li> <li>市民税課税世帯 18歳以上5/10(26,450円上限)、18歳未満9/10(47,610円上限)</li> </ul>
	阿賀野市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳それぞれ30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外でも可</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>※2台購入の場合も30,000円上限</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	佐渡市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上の方</li> <li>耳鼻科医師から補聴器の必要性についての「意見書」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生保及び市民税非課税世帯 50,000円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> <li>修理や付属品の購入費は助成対象外</li> </ul>
	魚沼市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外も可</li> <li>身体障がい者手帳の交付対象とならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯又は生活保護世帯 30,000円上限</li> <li>住民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> <li>修理、メンテナンスは対象外</li> </ul>
	南魚沼市	50歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上の方</li> <li>耳鼻咽喉科医師が必要と認めた場合は上記以外も可</li> <li>耳鼻咽喉科医師による補聴器購入意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯及び生活保護世帯 25,000円上限</li> <li>市民税課税世帯 購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	胎内市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上の方</li> <li>耳鼻科医師から補聴器の必要性を認められた方</li> <li>市民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯 70,000円上限</li> <li>住民税非課税世帯 50,000円上限</li> <li>住民税課税世帯 購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>修理費、付属品単体の購入費は対象外</li> </ul>
	聖籠町	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)に該当しない</li> <li>町民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(非課税世帯30,000円上限、課税世帯20,000円上限)</li> </ul>
	弥彦村	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳聴力レベル30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外でも可</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>住民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯、生活保護世帯 購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>住民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>※原則片耳(教育及び就業上必要と認めた場合は両側)</li> <li>5年経過後は、再申請可能(村長が必要と認めた場合は5年以内でも可)</li> </ul>
	田上町	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は、上記以外でも可</li> <li>住民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯、生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>町民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	阿賀町	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚機能の低下によって日常生活に支障がある</li> <li>身体障害者手帳の交付対象外</li> <li>補聴器装用の必要に関する医師の意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯 購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>住民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>左右いずれか1台</li> </ul>
	出雲崎町	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>医師に補聴器の装用が特に必要と判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)、生活保護世帯は100,000円上限</li> <li>付属品を含む</li> <li>5年経過後は、最申請可能(修理不能の場合は5年未満でも可)</li> </ul>

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
新潟県 (続き) (全市町村 村で助成)	湯沢町	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外でも可</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)に該当しない</li> <li>町民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町県民税非課税・生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>町県民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	湯沢町	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外でも可</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)に該当しない</li> <li>町民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町県民税非課税・生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>町県民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	津南町	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外でも可</li> <li>町民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の対象でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民税非課税世帯、生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>町民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>修理、調整の費用は対象外</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	刈羽村	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳以上64歳以下 両耳30dB以上(医師が必要と認めた場合はこれ以外でも可)</li> <li>65歳以上 両耳50dB以上</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外</li> <li>村民税に滞納がない者</li> <li>医師の意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯 100,000円上限</li> <li>住民税非課税世帯 購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>住民税課税世帯 購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>原則として片耳装用 18歳～64歳で医師が必要と認めた場合は両耳装用可</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	関川村	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外でも可</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>町民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村民税非課税世帯、生活保護世帯 50,000円上限</li> <li>村民税課税世帯 購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	粟島浦村	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上</li> <li>医師が必要と認めた場合は上記以外も可</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>購入費には補聴器本体と付属品を含む</li> <li>修理費は対象外</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
富山県	滑川市	45歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dBを超える者</li> <li>聴覚障害による補装具の支給を受けていない</li> <li>世帯全員が市民税の減免を受けている</li> <li>補聴器装用を必要と認める医師の証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(20,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	黒部市(24年4月～)	65歳以上	現在準備(2024年4月に遡及して適用)	
	小矢部市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>一耳40dB以上</li> <li>耳鼻科医師から補聴器の必要性を認められた方</li> <li>身体障害者手帳の交付対象外</li> <li>世帯全員が市税等を完納している</li> <li>医師意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>1人1回、1台のみ</li> </ul>
長野県	諏訪市(24年4月～)	60歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上</li> <li>耳鼻咽喉科医師の補聴器装用が必要との診断</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない</li> <li>世帯全員の市民税所得割が3万円以下</li> <li>市民税などの滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/3(30,000円上限)</li> <li>世帯全員が市民税非課税の場合、購入費の1/2(30,000円上限)</li> </ul>
	伊那市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度・中度難聴者対象</li> <li>専門医より補聴器装用が必要と診断されている</li> <li>全世帯員の前年度所得税額の合計が8万円未満</li> <li>全ての世帯員が市税などを滞納していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/3(30,000円上限)</li> <li>住民税非課税世帯は購入費の2/3(30,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	大町市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>耳鼻咽喉科医師の補聴器装用必要との意見書</li> <li>市民税所得割46万円以上の人がいない世帯である。</li> <li>全ての世帯員が市税を滞納していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/3(30,000円上限)</li> <li>住民税非課税の場合は購入費の2/3(30,000円上限)</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	飯山市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度・中等度難聴の方</li> <li>耳鼻咽喉科の専門医が補聴器の装着が必要と診断</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外</li> <li>市民税所得割46万円以上の者がいない世帯</li> <li>市から登録を受けた補聴器販売業者から補聴器を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>1人1台</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>

3

18

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
長野県 (続き)	南牧村	18歳以上	補聴器が必要との医師の意見 ・以下のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない者で、補聴器を必要とする者 ②身体障害者手帳を所持していて補聴器を補装具として購入したが、購入費の1割を超える自己負担がある者	・補聴器購入費又は補装具購入費の1割を超える自己負担額の2/3(100,000円上限) ・同一年度中1人1回限り
	下諏訪町	18歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・補聴器装用を必要と医師が認めた者 ・町税等を滞納していない世帯	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1回限り(片耳、両耳装用を問わない) ・修理、メンテナンス等は対象外
	富士見町	18歳以上	・両耳40dB以上70dB未満(目安) ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・補聴器装用を必要と医師が認めた者 ・町民税非課税世帯	・購入費の1/2(20,000円上限) ・1人1台、かつ1回限り
	辰野町(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満(又は片耳40dB以上で他耳90dB未満) ・耳鼻咽喉科医から補聴器装用の必要性を認める証明書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を受けていない ・世帯全員が町民税等を滞納していない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・5年経過後再申請可能
	飯島町	75歳以上	・耳鼻咽喉科医の証明 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を受けていない ・市町村民税非課税世帯 ・町税等を滞納していない世帯	・20,000円上限 ・1人1回限り
	南箕輪村	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満又は、一耳40dB以上他耳90dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・耳鼻咽喉科医から補聴器使用が必要との証明 ・村の納付金に未納がない ・市町村民税非課税世帯	・20,000円上限 ・1人1回限り
	中川村	65歳以上	・両耳30dB以上70dB未満であることを医師が証明 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外	・購入費の1/2(100,000円上限) ・助聴器は対象外 ・1人につき1回
	朝日村(24年5月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・住民税等を滞納していない世帯	・30,000円上限 ・5年経過後は再申請可
	松川村	65歳以上	・一側耳40dB以上70dB未満、他側耳40dB以上90dB未満である医師証明 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・村税等を滞納していない	購入費の1/2(30,000円上限)
	阿智村	18歳以上	・両耳70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・補聴器装用を必要と耳鼻咽喉科医が認めた者 ・村税等を滞納していない	・購入費の1/2(50,000円上限)
	上松町	65歳以上	・両耳聴力レベルが40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない ・耳鼻咽喉科医師から補聴器使用が必要との証明	・30,000円上限
	南木曾町	65歳以上	・日本耳鼻咽喉科学会耳鼻咽喉科専門医の意見に基づくもの ・言語聴覚士又は専門技術者の常駐する販売店で購入 ・聴覚障害による補装具の支給を受けていない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・専門医意見書作成手数料の実費を加算
	木曾町	65歳以上	・聴力の低下がある。	・購入費の1/2(30,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	飯綱町	18歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・医師証明 ・町民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1台、かつ1回限り

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
岐阜県	高山市	65歳以上	・両耳40dB以上69dB ・住民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・購入費の1/2(50,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	関市	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・医師から補聴器の装用が必要と判断 ・市民税非課税世帯 ・市税などの滞納がない ・他法による交付対象外	・購入費の1/2(40,000円上限)
	飛騨市	65歳以上	・両耳聴力40dB以上 ・身体障害者手帳の交付対象外 ・飛騨市内の販売店	・購入費の1/2(40,000円上限) ・修理費、メンテナンス費、付属品のみ購入は対象外 ・5年経過後は、再申請可能
	海津市	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・市税などの滞納がない ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外	・購入費の1/2(40,000円上限)
	安八町(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・登録補装具事業者により販売したものを購入	・購入費の1/2(40,000円上限)
	神戸町(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・購入費の1/2(40,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	岐南町	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・町税を滞納していない ・暴力団員等と密接な関係がない	・購入費の1/2(40,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	輪之内町	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・購入費の1/2(40,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能(聴力レベル低下で町長が認めた場合は5年未満でも可)
静岡県	白川村	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・認定補聴器専門店での購入	・購入費の1/2(50,000円上限) ・原則1回(聴力レベルが悪化し、補聴器が適切に使用できないと村長が認めた場合は再度可)
	静岡市	65歳以上	・8月～11月まで20回開催する「聞こえ」のチェック(予約不要・参加費無料)に参加し、医療機関受診を勧奨され、医療機関で補聴器が必要と判断された方	・30,000円上限
	沼津市(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・身体障害者指定医が補聴器使用効果を認めた者 ・市民税非課税世帯 ・他法令などによる補聴器の購入助成を受けていない	・購入費の1/2(50,000円上限) ・耐用年数経過後に初めて補聴器を更新する場合も対象
	富士宮市	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・耳鼻咽喉科医師が補聴器の使用を認めた方	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1回
	島田市(24年4月～)	40歳以上	・両耳30dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・耳鼻咽喉科医師が補聴器の使用を認めた方 ・市民税非課税 ・他法令などによる補聴器の購入助成を受けていない	・購入費の1/2(50,000円上限)
	磐田市	70歳以上	・両耳30dB以上 ・市民税所得割46万円以上の者がいない世帯 ・市税などの滞納がない世帯 ・医師の照明	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1回限り
	焼津市	65歳以上	・両耳30デジベル以上70デジベル未満 ・市・県民税非課税 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない ・医師の証明	・購入費の1/2(30,000円上限)
掛川市	40歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・医師が必要を認めた場合は上記以外でも可 ・市民税所得割46万円未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・医師の証明	・65歳以上 購入費の1/2(50,000円上限) ・40歳以上 購入費の1/2(20,000円上限) ・1回限り	

9

15

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
静岡県 (続き)	藤枝市	65歳以上	・両耳70dB未満 ・医師が補聴器装用を必要と認めた方 ・市民税非課税で市税等の滞納がない方	・購入費の1/2(50,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	御殿場市	65歳以上	・両耳70dB未満で耳鼻科医より補聴器使用の必要性が認める証明。 ・障害者手帳(聴覚障害)を所持していない ・他法による助成対象でない ・市税等の滞納がない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1回限り
	袋井市(24年度)	40歳以上	・30dB以上70dB未満で補聴器相談医に補聴器の装用が有効と認められた方 ・市税滞納がない方 ・アンケートに協力できる方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外	・購入費の1/2(30,000円上限) ・募集人員100名まで(先着順)
	湖西市(24年4月～)	65歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科医が補聴器の必要性を認めた者 ・市民税非課税で、滞納がない者 ・他法による助成対象でない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1回限り(片耳、両耳装用を問わない) ・修理、メンテナンス等は対象外
	伊豆の国市(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上 ・医師から補聴器の必要があると証明を受けた ・市税等を滞納していない ・他法による助成対象でない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1回限り(片耳、両耳装用を問わない) ・修理、メンテナンス等は対象外
	東伊豆町(24年4月～)	65歳以上	・両耳30dB以上 ・医師の診断書 ・町民税等の滞納がない世帯 ・他法による助成対象でない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1回限り
	長泉町	65歳以上	・両耳又は片耳の聴力が41dB以上 ・障害者総合支援法による補聴器の支給対象外 ・医師の証明書	・両耳が41dB以上 1/2(80,000円上限) ・片耳が41dB以上 1/2(40,000円上限)
	小山町(24年4月～)	65歳以上	・医師により補聴器の使用が必要と判断された方 ・身体障害者手帳(聴力障害)交付対象外	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1回限り
愛知県	岡崎市(24年4月～)	65歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・市民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない ・医師の診断を受け、補聴器の必要性が認められる	・購入費の1/2(20,000円上限) ※年度予算上限を超えた場合は受付終了
	一宮市(24年7月～)	65歳以上	・両耳30dB～70dB未満 ・生活保護又は市民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外	・購入費の1/2(30,000円上限)
	春日井市(24年10月～)	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・補聴器相談医等から補聴器が必要であると認められた方 ・他法による助成対象でない	・市民税課税:、購入費の1/2(15,000円上限) ・市民税非課税:購入費の1/2(30,000円上限)
	豊田市(24年4月～)	18歳以上	・医師により補聴器が必要と認められた人 ・他の制度による助成を受けていない	・本人と同世帯の配偶者が市民税非課税:購入費の1/2(30,000円上限) ・本人又は同世帯の配偶者が市民税課税:購入費の1/2(15,000円上限)
	犬山市	65歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・指定医による意見書 ・世帯全員が住民税非課税 ・身体障害者手帳(聴力障害)を持っていない	・購入費の1/2(20,000円上限)
	江南市(24年10月～)	65歳以上	・中等度の難聴がある ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・非課税世帯	・30,000円上限
	小牧市(24年7月～)	18歳以上	・40dBから69dB ・生活保護受給世帯または市民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・補聴器の装用が必要と医師に判断された方	・購入費の2/3(35,266円上限)
	稲沢市	70歳以上	・両耳50dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・指定医による補聴器の装用が必要と判断された ・市民税非課税世帯又は生活保護世帯	・購入費の1/2(30,000円上限) ・1人1台、1回限り

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
愛知県 (続き)	東海市(24年7月～)	65歳以上	・医師の診断を受け、補聴器の必要性が認められる ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・課税世帯2万5千円上限 ・非課税世帯5万円上限
	大府市	65歳以上	・両耳30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象外の者 ・補聴器相談医等による補聴器の装用が有用であるとの意見書	・住民税非課税世帯:30,000円上限 ・住民税課税世帯:15,000円上限
	知多市	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満、又は片耳70dB以上、他耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・市民税非課税 ・市指定医療機関が記載した意見書	・本体購入費の1/2(20,000円上限)
	豊明市	60歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医が補聴器装用が有用と判断	・1/2(20,000円上限、非課税世帯30,000円上限) ・本体と同時に購入した付属品も対象 ・原則1台、ただし、医師の意見があれば両耳分で1台とみなす。
	みよし市(24年4月～)	60歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・医師が補聴器の必要を判断	・課税世帯:購入費の1/2(1万5千円上限) ・非課税世帯:購入費の1/2(3万円上限)
	あま市	65歳以上	・30dB以上 ・医師による補聴器装用が有用であると判断 ・住民税非課税 ・他法等による助成を受けていない	・購入額の1/2(30,000円上限)
	扶桑町(24年4月～)	65歳以上	・30dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・補聴器相談医又は指定医から補聴器が必要と診断された者 ・他法等による助成を受けていない	・町民税非課税世帯:購入費の1/2(30,000円上限) ・町民税課税世帯:購入費の1/2(15,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	武豊町(24年4月～)	65歳以上	・両耳30dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・医師が、補聴器装用により一定の効果が期待されるとの判断 ・他の法令等による助成を受けていない	・町民税非課税世帯:購入費の1/2(30,000円上限) ・町民税課税世帯:購入費の1/2(15,000円上限)
	設楽町	65歳以上	・障害者総合支援法の補聴器支給対象外 ・聴力低下のために日常生活に支障があり、医師の意見書を得た人(修理・調整は医師の意見書は扶養) ・世帯に、町税等を滞納している者がいない	・購入費の2/3(50,000円上限) ・耐用年数機関中各年1回限り、修理・調整費の1/2(10,000円上限) ・片耳装用分(医師が必要と認める場合は両耳) ・耐用年数を経過後は再度申請可能
	三重県	朝日町	65歳以上	・中等度難聴程度(医師の判断により軽度も対象) ・耳鼻咽喉科医の診断を受け医師意見書を受けた人 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない
南伊勢町		65歳以上	・両耳40dB以上、又は片耳は40dB未満だが他耳は70dB以上であり、医師の意見書がある場合 ・耳鼻咽喉科医の診断を受け医師意見書を受けた人 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外	・30,000円上限 ・1人1台分及び付属品の購入費が対象
紀宝町(24年4月～)		65歳以上	・両耳40dB以上(片耳高度難聴を含む) ・補聴器が有効と認められた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・世帯員が町税を滞納していない	・30,000円上限 ・1人1台分及び付属品の購入費が対象
滋賀県	近江八幡市(24年4月～)	65歳以上	・片耳40dB以上70dB未満、他耳40dB以上90dB未満 ・医師により補聴器の装用が有用であるとの診断 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外	・20,000円上限 ・1人1回限り
	長浜市	65歳以上	・片耳40dB以上70dB未満かつ他耳が40dB以上90dB未満 ・市民税非課税世帯又は生活保護世帯 ・公益社団法人テクノエイド協会が認定する技能者が在籍する補聴器販売店での購入	・購入費の1/2(40,000円上限) ・片耳・両耳を問わず1回限り ・修理、メンテナンス、付属品のみ購入は対象外 ・予算上限に達した場合、終了

3

8

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
滋賀県 (続き)	甲賀市(24年6月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・市町村民税非課税世帯 ・他法による補助対象外 ・アンケートに協力	・購入価格の1/2(20,000円上限)
	東近江市	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満を目安とし、医師意見書を受けた人 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・(片耳、両耳を問わず)20,000円上限 ・1人1回限り ・修理、メンテナンスは対象外
	愛荘町(24年4月～)	18歳以上	・指定医による補聴器が必要との意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	豊郷町	18歳以上		・購入費の1/2(25,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	甲良町	18歳以上	・補聴器が必要との医師の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外	・購入費の1/2(40,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	多賀町	18歳以上	・補聴器が必要との医師の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 ・市町村民税が非課税	・購入費の1/2(25,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
京都府	京田辺市(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満(又は片耳が著しく低く、医師に補聴器が必要と判断された) ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 ・市税を滞納していない	・購入費の1/2(20,000円上限) ・1人1回限り
	京丹後市	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない ・医師が補聴器装用を必要と認めた証明を受けた方	・20,000円上限 ・1人1回限り ・修理費等は対象外
	精華町	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない ・指定医師から補聴器の必要性を認める医師意見書を受けた方	・20,000円上限 ・1人1回限り
大阪府	泉大津市	50歳以上	・聴力レベルがそれぞれ40dB以上で医師が補聴器装用を必要と認めた ・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない	・非課税世帯、生保世帯は購入費の1/2(50,000円上限) ・課税世帯は購入費の1/4(25,000円上限) ・修理、メンテナンス費用は対象外
	枚方市(24年10月～)	65歳以上	・両耳の聴力レベルが中等度難聴程度 ・医師が補聴器装用を必要と認めた証明を受けた方 ・市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない	・25,000円上限 ・1人1回限り
	貝塚市	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない ・耳鼻科医師から補聴器の必要性を認められた方 ・市民税非課税世帯	・購入費の1/2(25,000円上限) ・1人1台、1回限り
	八尾市(24年7月～)	65歳以上	・医師による補聴器の使用が必要と証明が得られる方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付対象外 ・介護予防事業等に参加できる ・補聴器装用前後の生活状況等の変化に関するアンケートに回答できる方 ・介護認定なしから要支援2まで ・市民税非課税世帯	・25,000円上限(予算上限に達した場合は終了)
	泉佐野市(24年4月～)	65歳以上	・40dB以上70dB未満(又は耳鼻咽喉科医から補聴器が必要と認められた方) ・生活保護又は住民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外	・購入費の1/2(50,000円上限) ・1人1回限り
	富田林市	65歳以上	・市民税非課税世帯 ・耳鼻科の医が補聴器が必要と認めた人 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない	・25,000円上限
	河内長野市(24年4月～)	65歳以上	・40dB以上70dB未満(又は片耳70dB以上90dB未満で他耳25dB以上70dB未満) ・指定医から補聴器が必要と認められた人 ・身体障害者手帳(聴覚障害)交付対象外 ・生活保護又は非課税世帯	・25,000円上限 ・1人1回限り

3

15

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
大阪府 (続き)	松原市(24年4月～)	50歳以上	・両耳40dB以上 ・医師が補聴器装用を認めた人 ・使用6カ月後にモニタリング調査に協力	・生活保護世帯・市民税非課税世帯:購入費の1/2(50,000円上限) ・市民税課税世帯:購入費の1/2(10,000円上限) ・1人1回限り
	柏原市(24年4月～)	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない ・指定医から補聴器の必要性を認められた方 ・市民税非課税世帯	・25,000円上限 ・メンテナンス等は対象外 ・1人1回限り
	東大阪市(24年10月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・耳鼻咽喉科医から補聴器の必要性を認める意見書 ・市民税非課税	・30,000円上限 ・予算上限(100台分)あり ・1人1回限り
	交野市	65歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない ・耳鼻科医から補聴器の必要性を認められた方 ・市民税非課税世帯又は生活保護世帯	・25,000円上限 ・1人1回限り ・修理、メンテナンス費用は対象外
	大阪狭山市	65歳以上	・指定医から補聴器が必要と認められた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない ・市民税非課税世帯	・25,000円上限 ・1人1回限り
	島本町(24年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上 ・本人及び世帯全員の申請年度の市町村民税が非課税 ・耳鼻科医師から補聴器の必要性を認められた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない ・他制度による助成対象でない	・25,000円上限 ・1人1回限り
	忠岡町(24年7月～)	65歳以上	・両耳40dB以上 ・医師から補聴器が必要と認められた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない ・町民税非課税世帯または生活保護	・購入費の1/2(50,000円上限) ・1人1台限り
	岬町	65歳以上	・両耳又は片耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない ・耳鼻科医から補聴器の必要性を認められた方 ・生活保護又は市町村民税非課税世帯	・50,000円上限(片耳、両耳問わず) ・1人1回限り ・電池、イヤーマールドを含む ・故障、修理、メンテナンス費用は対象外
兵庫県	明石市	65歳以上	・聴力40dB以上70dB以上 ・医師が必要と認めた場合は、上記以外も可 ・耳鼻科の医師の診断を受け医師の意見書を受けた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・20,000円上限(片耳、両耳を問わず) ・1人1回限り ・修理、メンテナンスは対象外
	相生市	65歳以上	・耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器適合に関する診療情報提供書を受けた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・非課税世帯の方	・20,000円上限 ・1人1回限り ・修理、メンテナンスは対象外
	西脇市(24年4月～)	65歳以上	・中等度難聴で耳鼻咽喉科医による補聴器の必要性を認める意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・35,000円上限 ・1人1回限り
	加西市	65歳以上	・聴力レベル40dB以上70dB未満 ・補聴器の必要性を認める耳鼻咽喉科医の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外	・30,000円上限 ・メンテナンス代等は対象外
	養父市	65歳以上	・聴力レベル40dB以上70dB未満 ・補聴器の必要性を認める耳鼻咽喉科医の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外	・30,000円上限 ・1人1回限り ・メンテナンス等々は対象外
	朝来市	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・補聴器の必要性を認める耳鼻咽喉科医の意見書	・片耳、両耳を問わず30,000円上限 ・修理、メンテナンスは対象外 ・1人1回限り
	南あわじ市(24年4月～)	65歳以上	・40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科医から補聴器の必要性を認める意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・市税等を滞納していない	・費用の1/2(40,000円上限)
	たつの市(24年4月～)	65歳以上	・40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科医から補聴器の必要性を認める意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・片耳、両耳を問わず、20,000円上限 ・1人、1回限り

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
兵庫県 (続き)	猪名川町 (24年8月～)	65歳以上	両耳聴力中等度難聴で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用の必要性を認める医師意見書(町指定の様式)を受けた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・20,000円上限 ・1人、1回限り
	多可町	65歳以上	・聴力レベル40dB以上70dB未満 ・補聴器の必要性を認める耳鼻咽喉科医の意見書 ・障害者総合支援の補聴器支給対象外 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外	・片耳、両耳を問わず、35,000円上限 ・1人1回限り
	稲美町	65歳以上	・補聴器の必要性を認める耳鼻咽喉科医の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外	・片耳、両耳を問わず、30,000円上限 ・1人、1回限り ・修理、メンテナンスは対象外
	播磨町(24年4月～)	65歳以上	・40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科医から補聴器の必要性を認める意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・片耳、両耳を問わず、30,000円上限 ・1人、1回限り
	福崎町(24年4月～)	65歳以上	・40dB以上70dB未満(又は片耳70dB以上で他耳70dB未満) ・耳鼻咽喉科医から補聴器の必要性を認める意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外	・片耳、両耳を問わず、30,000円上限 ・1人、1回限り
	香美町(24年4月～)	65歳以上	・40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科医から補聴器の必要性を認める方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外 ・他制度で助成を受けていない	・30,000円上限 ・1人、1回限り
	新温泉町	65歳以上	・聴力レベル40dB以上70dB未満 ・補聴器の必要性を認める耳鼻咽喉科医の意見書 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外	・30,000円上限 ・1人1回限り ・メンテナンス代等は対象外
奈良県	桜井市	65歳以上	・両耳50dB以上70dB未満または一耳が30dB以上かつ他側耳が70dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・補聴器の必要性を認める指定耳鼻咽喉科医の意見書 ・住民税が非課税世帯 ・市税等を滞納していない	・購入費の1/2(20,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能 ・修理、メンテナンスは対象外
	香芝市	65歳以上 先着20人	・両耳50dB以上70dB未満又は片耳が30dB以上で他耳が70dB以上 ・聴覚障害の意見書を記載できる医師から補聴器の必要性を認める意見書 ・住民税非課税世帯 ・市税を滞納していない ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・購入費の1/2(20,000円上限)
	宇陀市	65歳以上	(軟骨伝導イヤホン購入費助成金) ・市税の滞納がない方	・購入費の1/2(10,000円上限) ・付属品、修理費は対象外
	三郷町	65歳以上	・両耳50dB以上70dB未満または、片耳30dB以上他耳70dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・町税を滞納していない人 ・耳鼻咽喉科医から補聴器の必要性を認める意見書	・購入費の1/2(20,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
	斑鳩町	65歳以上	・両耳50dB以上70dB未満または一耳が30dB以上かつ他側耳が70dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・身体障害者手帳(聴覚障害)の意見書を記載できる医師による補聴器の必要性を認める意見書 ・町税を滞納していない	・購入費の1/2(20,000円上限) ・5年経過後は、再申請可能
和歌山県	和歌山市	65歳以上	・両耳50dB以上70dB未満又は一耳40dB以上で他耳80dB以上 ・住民税非課税世帯 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・医師による補聴器装用を必要と認めた意見書	・20,000円上限 ・1人1回限り
	有田市(24年4月～)	65歳以上	・医師により補聴器の使用が必要と認められた方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・住民税非課税世帯	・40,000円上限 ・1人1回限り
	紀美野町	65歳以上	・耳鼻科医から、補聴器装用を必要と認める証明 ・住民税非課税 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・20,000円上限 ・1人1台、1回限り ・修理、メンテナンスは対象外

5

5

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
和歌山県 (続き)	印南町	65歳以上	・聴力が低下し、会話など他者とコミュニケーションが 図りにくい方 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・町税、保険料等に滞納がない	・20,000円上限 ・5年経過後は、再申請可能
	すさみ町	18歳以上	・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・20,000円上限 ・5年経過後は、再申請可能
鳥取県	倉吉市(24 年4月～)	65歳以上	・障害者手帳(聴覚障害)を持っていない ・両耳40dB以上70dB未満(医師が認めた場合は40dB 未満も可)	・購入費の1/2(30,000円上限) ・修理、付属品は対象外 ・5年経過後は、再申請可能
	境港市	65歳以上	・障害者手帳(聴覚障害)を持っていない ・両耳30dB以上70dB未満(医師が認めた場合は30dB 未満も可) ・市税等の滞納がない ・暴力団員と密接な関係がない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・修理、付属品は対象外 ・5年経過後は、再申請可能
	岩美町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・上記以外でも医師が補聴器の必要を認めれば可 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない (24年4月より所得制限廃止)	・40,000円上限(片耳、両耳問わず、本体の み) ・修理、メンテナンスは対象外
	三朝町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・上記以外でも医師が補聴器の必要を認めれば可 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・付属品は対象外 ・5年経過後は、再申請可能
	湯梨浜町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・40dB未満の場合でも医師が必要性を認めれば可 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない ・医師による証明	・購入費の1/2(30,000円上限) ・修理、メンテナンスは対象外 ・5年経過後は、再申請可能
	琴浦町	40歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・上記以外でも医師が補聴器の必要を認めれば可 ・身体障害者手帳を持っていない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・付属品、修理・メンテナンスは対象外 ・1人につき1回
	北栄町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・上記以外でも医師が補聴器の必要を認めれば可 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・付属品、修理・メンテナンスは対象外 ・5年経過後は、再申請可能
	日吉津村	40歳以上	・両耳聴力が40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科医から補聴器の必要性を認められた ・障害者総合支援の補聴器支給対象外	・購入費の1/2(30,000円上限) ・本体1台のみ ・修理、付属品は対象外
	大山町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・上記以外でも耳鼻科医が補聴器の必要を認めれば 可 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・鳥取県指定医から中程度難聴等の証明を受ける ・暴力団員又は暴力団関係者でない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・片耳、両耳を問わない
	日野町	65歳以上	・両耳30dB以上70dB未満 ・上記以外でも耳鼻科医が補聴器の必要を認めれば 可 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない ・暴力団員又は暴力団関係者でない	・購入費の1/2(30,000円上限) ・片耳、両耳を問わない ・5年経過後は、再申請可能
島根県	益田市	65歳以上	・両耳聴力レベルが40dB以上70dB未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない ・益田市介護保険料第1段階から第5段階まで ・申請書に医師の意見書	・25,000円上限 ・1人1台、1回限り
	安来市(24 年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外 ・医師が補聴器装用により認知機能低下予防に一定 の効果が期待できると判断した人	・20,000円上限 ・電池・イヤーマールド含む
	吉賀町(24 年4月～)	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・耳鼻咽喉科の医師による証明書 ・前年度の介護保険料率が1号から5号に定める額 ・身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない	・25,000円(購入経費が25,000円未満を除く) ・イヤーマールド含む ・1人1回限り
岡山県	岡山市(24 年8月～)	65歳以上	・両耳40dB以上で補聴器相談医により補聴器の必要 性が認められる旨の意見書 ・市民税非課税世帯	・購入費の1/2(25,000円上限) ・1人1回限り

10

3

5

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額	
岡山県 (続き)	備前市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳(聴力障害)を持っていない</li> <li>世帯全員が住民税非課税</li> <li>耳鼻科医師から補聴器適合の診療情報提供書交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50,000円上限</li> <li>1人につき1回</li> <li>修理代などは対象外</li> </ul>	
	瀬戸内市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)を持っていない</li> <li>住民税非課税世帯</li> <li>耳鼻科医師から補聴器適合の診療情報提供書交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50,000円上限</li> <li>1人1回限り</li> <li>修理代は対象外</li> </ul>	
	奈義町(23年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満(町長が認めた場合はこれ以外も対象)</li> <li>医師により補聴器が必要と判断</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の対象外</li> <li>世帯員に町民税等の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)</li> </ul>	
	吉備中央町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳(聴力障害)を持っていない</li> <li>世帯全員が住民税非課税</li> <li>耳鼻科医師から補聴器適合の診療情報提供書交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50,000円上限</li> <li>1人につき1回</li> <li>修理代などは対象外</li> </ul>	
広島県	呉市(24年7月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上</li> <li>耳鼻咽喉科の補聴器相談医により、補聴器等の使用が必要と認められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の2/3(44,000円上限)</li> <li>5年経過後は再申請可</li> </ul>	2
	福山市(24年10月)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>中等度難聴</li> <li>補聴器相談医が医師意見欄に記入</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)の対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>25,000円上限</li> <li>1回限り</li> </ul>	
山口県	下関市(24年7月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳(聴力障害)を持っていない</li> <li>医師の意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30,000円上限</li> <li>予算(120万円)に達し次第、終了</li> </ul>	2
	岩国市(24年7月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上又は、補聴器の装用が必要と指定医が認めた方</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)を持っていない</li> <li>医師の診断書(意見書)を添付して補聴器購入前に申請を行う</li> <li>申請内容が承認されたら助成券を交付、それをもって補聴器を購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回30,000円(一律だが、30,000円以下の場合はその値段)</li> <li>5年後の再購入は改めて助成(補聴器の耐用年数を5年とみる)</li> <li>付属品や修理については助成しない</li> </ul>	
徳島県					
香川県					
愛媛県	伊予市(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上70dB未満</li> <li>医師による補聴器使用が必要との証明</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>装着前後の生活変化のアンケートに回答</li> <li>住民税非課税又は生活保護受給者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30,000円上限</li> </ul>	3
	砥部町(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器を必要とする医師の意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない</li> <li>他の制度で補聴器購入の助成を受けていない</li> <li>介護保険料の滞納がない方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(25,000円上限)</li> <li>1人1回限り</li> </ul>	
	内子町(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳30dB以上70dB未満</li> <li>補聴器を必要とする医師の意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない</li> <li>税などの滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(30,000円上限)</li> <li>1人1回限り</li> </ul>	
高知県	高知市	18歳以上(18歳時点で交付対象に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳の時点において両耳30dB以上(医師が必要性を認めた場合は30dB未満でも可)で、医師が軟骨伝導式補聴器装用の必要性を認めた18歳以上。</li> <li>市民税46万円以上の者がいない世帯で県税、市税を滞納していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳未満100,000円の概ね2/3を助成</li> <li>20歳以上200,000円の概ね2/3を助成</li> </ul>	8
	安芸市	18歳以上(18歳時点で交付対象に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳の時点において両耳30dB以上(医師が必要性を認めた場合は30dB未満でも可)で、医師が軟骨伝導式補聴器装用の必要性を認めた18歳以上。</li> <li>市民税46万円以上の者がいない世帯で県税、市税を滞納していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳未満150,000円の概ね2/3を助成</li> <li>20歳以上300,000円の概ね2/3を助成</li> </ul>	
	土佐清水市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>片耳40dB以上70dB未満</li> <li>耳鼻科医による補聴器購入意見書交付</li> <li>非課税世帯</li> <li>市税等の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>片耳、両耳に限らず、1回限り</li> <li>医師が必要と認めた場合はイヤモールドの費用も対象</li> </ul>	

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
高知県 (続き)	四万十市 (24年5月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>片耳40dB以上 70 デシベル未満</li> <li>耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用の必要性を認められた</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>市民税非課税世帯</li> <li>介護保険料の滞納をしていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>1人1回限り</li> </ul>
	いの町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>40dB未満でも医師が必要性を認めた場合は可</li> <li>知事が指定する「身体障害者診断書・意見書作成医師」が補聴器の必要性を認める証明を行う</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> <li>町民税などの滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費実額(30,000円上限)</li> <li>片耳・両耳に限らず、1回限り</li> </ul>
	仁淀川町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳25dB以上で医師による証明がある</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない</li> <li>町民税などの滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(20,000円上限)</li> <li>本体のみ</li> <li>5年経過後は、再申請可能</li> </ul>
	佐川町(24年6月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満(40dB未満でも医師が必要を認めた場合は対象)</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外</li> <li>町税等の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30,000円上限</li> <li>1人1台限り</li> </ul>
	四万十町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>片耳40dB以上70dB未満</li> <li>耳鼻科医による補聴器購入意見書交付</li> <li>非課税世帯</li> <li>町税等の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(50,000円上限)</li> <li>片耳、両耳に限らず、1回限り</li> </ul>
福岡県	田川市	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳50dB以上70dB未満、又は片耳50dB以上で他耳90dB未満</li> <li>耳鼻咽喉科治療では聴力改善が見込めない</li> <li>市民税非課税世帯、均等割のみの課税世帯、生活保護世帯</li> </ul>	助成対象経費と市が定める基準額を比較し、いずれか低い額の2分の1を助成
	豊前市	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳40dB以上70dB未満</li> <li>上記以外でも必要が求められた場合は可</li> <li>知事が指定する「身体障害者診断書・意見書作成医師」が補聴器の必要性を認める証明を行う</li> <li>市民税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20,000円上限</li> <li>片耳、両耳に限らず、1回限り</li> <li>本体のみ</li> </ul>
	大野城市 (24年4月～)	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>30dB以上70dB未満</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外</li> <li>市民税非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記基準額の3分の2が上限</li> <li>軽度・中等度難聴用ポケット型41,600円</li> <li>軽度・中等度難聴用耳かけ型43,900円</li> <li>高度難聴用ポケット型41,600円</li> <li>高度難聴用耳かけ型43,900円</li> <li>重度難聴用ポケット型55,800円</li> <li>重度難聴用耳かけ型67,300円</li> </ul>
	小竹町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳50dB以上70dB未満または片耳のレベルが50dB以上他耳90dB未満</li> <li>耳鼻咽喉科治療により聴力改善が見込めない</li> <li>町民税非課税世帯、町民税均等割のみ課税世帯、生活保護受給世帯</li> <li>障害者総合支援法の補聴器支給対象外</li> <li>その他の法令に基づく補聴器購入費の助成を受けていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入費の1/2(21,950円上限)</li> <li>ポケット型、耳掛け型</li> <li>修理及び耐用年数期間内の買い替えは対象外</li> </ul>
	大刀洗町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力が 40dB 以上 70dB 未満</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない</li> <li>障害者総合支援法の補装具支給対象者でない</li> <li>申請者本人が非課税である</li> <li>町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税:25,000円上限</li> <li>住民税課税:10,000円上限</li> <li>1人1回限り</li> <li>本体及び付属品が対象</li> <li>修理、メンテナンス代は対象外</li> </ul>
	みやこ町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門医(耳鼻咽喉科等)から補聴器を勧められた</li> <li>住民税非課税世帯</li> <li>障害者手帳(聴覚)の交付を受けていない</li> <li>世帯の中に町税及び使用料の滞納がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20,000円上限</li> <li>1人1台まで</li> </ul>
	吉富町(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力が 40dB 以上 70dB 未満(又は医師が必要と認めた場合)</li> <li>耳鼻咽喉科医の意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30,000円上限</li> <li>1人1回限り</li> </ul>

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額	
福岡県 (続き)	上毛町(24年4月～)	65歳以上	・耳鼻咽喉科医から補聴器の必要性を認める意見書 又は診断書 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない	・30,000円上限 ・1人1回限り	
佐賀県					
長崎県	五島市	65歳以上	・両耳 50 dB以上 ・身体障害者手帳(聴力障害)の対象外 ・耳鼻咽喉科の治療では聴力改善が見込めず補聴器を使うことで、社会参加などが期待できると判断される(医師の診断書) ・市民税非課税世帯又は生活保護法の要保護者	・購入費の9/10(39,000円上限)	1
熊本県	長洲町	65歳以上	・身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない ・医師の証明書	・購入費1/2(30,000円上限) ・1人1回限り	5
	和泉町(24年4月～)	65歳以上	・身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない ・医師の証明書	・購入費1/2(30,000円上限) ・1人1回限り	
	益城町	65歳以上	・聴覚障害者の身体障害者手帳交付を受けていない ・本人が住民税非課税 ・補聴器の必要性を認める医師の意見書	・30,000円上限 ・1人1台、1回限り ・修理や保守の費用が対象外	
	芦北町(24年4月～)	65歳以上	・日常生活で補聴器が必要である。 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付対象外 ・施設に入院・入所していない	・片耳30,000円上限 ・両耳60,000円上限	
	五木村	65歳以上	・身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない ・村による審査により補聴器が必要	・50,000円上限 ・医師により、補聴器が2台必要であることが証明されている場合は、100,000円上限 ・5年経過後は、再申請可能	
大分県					
宮崎県	三股町	65歳以上	・両耳40dB以上70dB未満 ・上記以外でも医師が必要と認めた場合は可 ・身体障害者手帳(聴力障害)の対象外 ・町税等の滞納がない方	・30,000円上限 ・1人1台、1回限り ・修理、メンテナンスは対象外	2
	新富町	65歳以上	・聴力機能の低下により日常生活に支障がある。 ・医師の意見書 ・身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない ・町税等の滞納がない	・30,000円上限 ・1人片耳1台、1回限り (2023年4月より) ※他に、聴覚が低下した高齢者宅への警告灯転倒が可能なドアフォン購入費の1/2(5,000円上限)の助成制度がある。	
鹿児島県	曾於市	65歳以上	・補聴器の必要性を認める医師の意見書 ・身体障害者手帳(聴力障害)の対象外	・購入費1/2(20,000円上限) ・1人1回限り	1
沖縄県	那覇市	65歳以上	・住民税非課税世帯 ・耳鼻咽喉科医から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要との意見書 ・他の制度で補助・交付が受けられない	・25,000円上限(上限50人) ・1人1回、片耳に限る ・メンテナンス、修理等は対象外	13
	豊見城市	65歳以上	・市県民税非課税世帯 ・耳鼻咽喉科医から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要との意見書	・25,000円上限(20名まで) ・1人1回、片耳に限る ・メンテナンス、修理等は対象外	
	うるま市(24年10月～)	65歳以上	・住民税非課税世帯 ・他の制度で補聴器の助成が受けられない ・耳鼻咽喉科の医師の意見書	・30,000円上限(20名まで) ・1回限り	
	南城市(24年8月～)	65歳以上	・両耳50dB以上又は片側40dB以上で他方80dB以上 ・住民税非課税世帯 ・他の制度で補聴器の助成が受けられない ・耳鼻咽喉科の医師の意見書	・25,000円(20名まで) ・1人1回限り	
	今帰仁村(24年4月～)	65歳以上	・耳鼻咽喉科医より補聴器使用が必要と判断された方 ・住民税非課税世帯	・25,000円上限 ・1回限り	
	恩納村	65歳以上	・市県民税非課税世帯 ・耳鼻咽喉科医から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要との意見書	・25,000円上限	
	金武町	全年齢	・補聴器の必要性を医師が認める者 ・住民税非課税世帯 ・他の制度で補聴器の助成が受けられない	・25,000円上限 ・1回限り	

都道府県	実施主体	対象年齢	要件	支給額
沖縄県 (続き)	読谷村	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器使用に関する医師の意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない。</li> <li>村税等の滞納がない</li> <li>2024年3月29日までに購入できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年6月6日～6月30日までに申請(申請期間24日)。</li> <li>助成は最大10人で審査の上、決定する。</li> <li>25,000円上限</li> <li>1人1回限り</li> </ul>
	北中城村	60歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税非課税世帯</li> <li>補聴器が必要である旨の医師意見書</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>25,000円(25名まで)</li> <li>1人1回限り</li> </ul>
	西原町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>耳鼻咽喉科医から補聴器の使用が必要との意見書</li> <li>他の制度で補聴器の補助・交付を受けられない</li> <li>住民税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>25,000円上限(20名まで)</li> <li>1人1回限り</li> <li>修理等は対象外</li> </ul>
	与那原町 (24年1月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳50dB以上、又は片耳40dB以上他耳80dB以上で耳鼻咽喉科医が必要性を認めた方</li> <li>身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>25,000円上限</li> </ul>
	伊江村(24年4月～)	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>40dB以上</li> <li>耳鼻咽喉科医による意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者・非課税者:50,000円上限</li> <li>上記以外:25,000円上限</li> </ul>
	南風原町	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税非課税世帯</li> <li>耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要との意見書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>25,000円上限</li> </ul>